

# 街の不動産トラブルを解決する

## 37 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。



石田聖一氏

私は今まで個人宅の売買を主に取り扱ってまいりました。現在は、以前に比べ離婚や兄弟間の少額での紛争が多くなってきたように感じております。そしてこのような際でも、裁判まではしたくないという方が多いのではないかと、微力ながら世の中の役に立つのであればと考え、調停人候補者となりました。

また、公開されることなく安価で解決できる可能性が高いのがADRです。離婚や相続など、不動産に関わるトラブルでは表立って争うことを極端に避ける傾向にあり、ADRという手法が適しているとは思いますが、まだまだこの手法を知らない方も多いため、引き続き、広めていければと考えております。

### 資格・総合

ばと考えております。

### 「未来志向」多く

ちなみに、ADRという解決方法を選択する方は、「未来志向」であるケースが多いという印象があります。つまり、抱えることになってしまったトラブルを迅速に解決し、新しいスタートを切りたいと考えているのです。だからこそ、今後の自分自身の人生への影響を最小限にするためにも、相手方との妥協点をうまく見つけ出し、穏便に済ませたいと思つのではないのでしょうか。

なお、日本

不動産仲裁機構の実施するADRは「対話促進型」と言われるものであり、調停人には、当事者双方に寄り添うことが求められます。互いの主張に先入観を持たずに向き合い、当事者が納得する妥当な着地点を根気強く探るといった姿勢で取り組む必要があります。

【調停人候補者】

## 石田聖一氏

株式会社ハイコム 不動産事業部 執行役員 (熊本市中央区)



事務所外観